

デザイン婚姻届について

本婚姻届は、以下戸籍法施行細則「婚姻の届書」の様式に則り制作されており、民法739条、戸籍法25条ないし48条及び74条ないし75条の2、戸籍法施行規則56条に則り、定められた記載事項を全て記載した正式な書式の婚姻届となります。

【戸籍法施行細則 附録第十二号様式 婚姻の届書】

婚姻届		証人	
年 月 日 届出		年 月 日	
長 歳		年 月 日	
氏 名	夫 になる 人	妻 になる 人	
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
住 所	番地 番 号	番地 番 号	
本 籍	世帯主 の氏名	世帯主 の氏名	
父母の氏名 父母との続柄	父 続き柄	父 続き柄	父 続き柄
父母の氏名 父母との続柄	母 男	母 女	
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 新本籍 (左の印の氏人がすでに戸籍の筆頭者となっているときはかかないでください)	□妻の氏	番地 番
同居を始めたとき	年 月		
初婚・再婚の別	□初婚 再婚 (□死別 □離別) 年 月 日	□初婚 再婚 (□死別 □離別) 年 月 日	
同居を始める前の夫婦のそれぞれのおもな仕事と	1. 農業者または農業その他の仕事を持つている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から9人までの世帯(自らまたは1年未満の期間の雇用者含む) 4. 3.においてまらない常勤労働者世帯及び会社団体の役員世帯(日々または1年未満の期間の雇用者含む) 5. 1から3.においてないものの仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしていない世帯		
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
その他			
届 出 人	夫 印	妻 印	

附録第十二号様式 婚姻の届書(日本工業規格A列二番(第五十九条関係))

昭和四二・三法省令四一・昭
平成六法省令五二改正 昭和五二法省令二・昭
昭和四四法省令四二・昭
昭和四四法省令四二・昭
昭和四四法省令四二・昭
昭和四四法省令四二・昭
昭和四四法省令四二・昭

なお、弊社の本婚姻届は、法務省民事局、東京都法務局、武蔵村山市役所、北海道札幌市中央区役所に問い合わせを行い、書式に問題のない事を確認しており、東京都港区・新宿区・品川区・江東区・千葉県佐倉市・大阪府堺市北区の区役所及び市役所にて受理されたものとなります。何卒、受理のほどよろしくお願ひ申し上げます。

婚姻届製作所

婚姻届製作所(株式会社e' motion) TEL: 03-5155-0421
住所: 東京都新宿区新宿5-18-14 新宿北西ビル5F

婚姻届の書き方 (提出用)

役所には必ずA3サイズ(大きなサイズの2枚入っている紙)の婚姻届をご提出ください。



婚姻届		受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
届出日 平成 26 年 11 月 22 日 届出 (A) (市区) 〇〇区長 殿		届出 号	届出 号
本籍 登壇 申元 字 印 加入	夫になる人	妻になる人	
(M) (訂正印)	(B) 氏名 山田 太郎	(B) 氏名 鈴木 京子	
	(C) 生年月日 平成 56 年 6 月 18 日	(C) 生年月日 平成 56 年 9 月 21 日	
	(D) 住所 東京都新宿区 新宿〇丁目〇〇 〇号	(D) 住所 東京都新宿区 新宿〇丁目〇〇 〇号	
	(E) 新本籍 東京都新宿区 新宿〇丁目〇〇	(E) 新本籍 東京都新宿区 新宿〇丁目〇〇	
	(F) 父の氏名 山田 信一	(F) 母の氏名 鈴木 久司	
	(F) 母の氏名 優子	(F) 長男の氏名 智美	
	(F) 二女の氏名 二女		
	(G) 同居を始めた日 昭和 26 年 11 月	(G) 再婚の別 〇 初婚 〇 再婚	
	(H) 初婚・再婚の別 〇 初婚 〇 再婚		
	(I) 夫の職業 夫の職業	(I) 妻の職業 妻の職業	
	(K) 届出人 山田 太郎	(K) 届出人 鈴木 京子	
	(L) 押印	(L) 押印	
	(M) 訂正印	(M) 訂正印	
	(N) 連絡先	(N) 連絡先	
	(O) 証人欄	(O) 証人欄	

証人	
名印 佐々木 真二	田中 有里
生年月日 平成 54 年 5 月 10 日	平成 56 年 12 月 5 日
住所 東京都中央区 〇丁目〇〇 〇号	東京都中央区 〇丁目〇〇 〇号
本籍 東京都中央区 〇丁目〇〇	東京都中央区 〇丁目〇〇

連絡先 (夫・妻・その他) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇
自宅・勤務先

【項目ごとの解説】

- (A) 届出日 役所に実際に提出する日を記入します。平日はもちろん、土日や祝日に提出する場合も、記載事項に不備がなければ届出日の日付できちんと受理してもらえます。
- (B) 名前 夫婦ともに入籍前の氏名を、戸籍通りの表記で記入します。(戸籍に旧字体で書かれている人は、旧字を使います)
- (C) 住所 住民票の現住所を記入します。住所を同時に変更する場合には、転入・転居届を同時に提出した上で、新しい住所を記入します。
- (D) 本籍 不明な場合は要確認。戸籍謄本で確認できます。
- (E) ご両親の苗字 ご両親の苗字が同じ場合は、お母様はお名前だけ記入します。ご両親が離婚している場合は、父母ともにフルネームで記入します。
- (F) 新本籍地 夫の氏/妻の氏いずれかを選択し、新たな本籍地を記入します。
(一般的に…ふたりが新生活をはじめめる新居地、新郎新婦になる方のご実家等ですが、基本的に定めがないが、皇居などを本籍地にすることも可能です!)
- (G) 同居をはじめたとき 結婚式を挙げた日、もしくは同居を始めた日のうち早いほうの日付を記入します。
- (H) 初婚・再婚の別 再婚の場合、直前の婚姻について記入します。
- (I) 夫婦の職業 国勢調査のある年度に入籍する場合のみ記入します。
- (J) その他 夫婦のいずれか(あるいは両方)が20歳以下の場合、ご両親の同意の旨と署名押印を記入します。(別紙でも可)
- (K) 届出人 夫婦ともに入籍前の氏名を、直筆で署名します。
- (L) 押印 実印(役所に印鑑登録したもの)はもちろん認印(日常生活用製印のもの)でも問題ありませんが、ゴム印・シャチハタは認められないのでご注意ください。
- (M) 訂正印 記入枠左側の「訂正印」欄に、押印欄と同じ印鑑で捺印を押印します。
- (N) 連絡先 提出した婚姻届に不備があった場合に役所が連絡をとるための欄です。携帯電話や仕事先など、日中で連絡がとれる番号を記入します。
- (O) 証人欄 20才以上の方2名(両親、上司、友人など関係性は問いません)に氏名、生年月日、住所、本籍を記入、押印(認印でも可)してもらいます。証人が同姓の場合、印はそれぞれ異なるものをご用意ください。

【提出に必要なもの】

- ◎ 戸籍謄本..... 自分の本籍地と婚姻届を提出する役所が異なる場合、戸籍謄本が必要となるのでご自身の本籍地で発行してください。
- ◎ 転出届..... 転出が発生する場合のみ必要となります。
- ◎ 同封書類「デザイン婚姻届について」..... もし、受理されるかをご不安な場合は、こちらの資料をデザイン婚姻届と共に役所にご提出頂ければ安心です。

